

# 千葉県毎月常住人口調査要綱

	平成 4 年 4 月 1 日千葉県告示第 328 号
改正	平成 8 年 3 月 25 日千葉県告示第 317 号
	〃 平成 13 年 3 月 16 日千葉県告示第 248 号
	〃 平成 14 年 3 月 12 日千葉県告示第 135 号
	〃 平成 15 年 5 月 6 日千葉県告示第 454 号
	〃 平成 17 年 1 月 25 日千葉県告示第 7 8 号
	〃 平成 17 年 2 月 15 日千葉県告示第 121 号
	〃 平成 17 年 4 月 19 日千葉県告示第 393 号
	〃 平成 17 年 10 月 11 日千葉県告示第 717 号
	〃 平成 17 年 11 月 29 日千葉県告示第 861 号
	〃 平成 18 年 3 月 3 日千葉県告示第 109 号
	〃 平成 22 年 3 月 19 日千葉県告示第 179 号
	〃 平成 22 年 3 月 30 日千葉県告示第 241 号
	〃 平成 24 年 6 月 22 日千葉県告示第 437 号
	〃 平成 24 年 12 月 28 日千葉県告示第 732 号
	〃 平成 27 年 3 月 31 日 千葉県告示第 321 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、千葉県統計調査条例（昭和 25 年千葉県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により、千葉県毎月常住人口調査（以下「毎月常住人口調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (調査の目的)

第 2 条 毎月常住人口調査は、県内に常住する人口の動態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

## (調査の範囲)

第 3 条 毎月常住人口調査は、市町村（千葉市にあっては、区。次条において同じ。）において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき住民票に記載され、又は住民票を消除された者について行う。

## (調査事項)

第 4 条 毎月常住人口調査は、市町村における次の各号に掲げる事項について行う。

- 1 人口
- 2 世帯数
- 3 調査期日（次条の規定による調査期日をいう。以下同じ。）以前 1 月間における出生者数及び死亡者数
- 4 調査期日以前 1 月間における転入者数及び転出者数
- 5 前各号に掲げる事項の増減の著しい理由
- 6 その他知事が特に必要があると認めた事項

## (調査期日)

第 5 条 毎月常住人口調査は、毎月末日現在によって行うものとする。

## (調査の方法)

第 6 条 毎月常住人口調査は、毎月常住人口調査票（以下「調査票」という。）（別記様式）によ

って行う。

(調査票の提出)

第7条 市町村長は、知事が別に定めるところにより、第4条各号に掲げる事項について調査票を作成し、調査期日の属する月の翌月の15日までに知事に提出するものとする。

(結果の公表)

第8条 知事は、前条の規定により提出された調査票の審査及び集計を行い、結果表を作成して速やかに公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に千葉県毎月常住人口調査規則を廃止する規則(平成4年千葉県規則第56号)による廃止前の千葉県毎月常住人口調査規則(昭和42年千葉県規則第15号)の規定によりなされている調査、調査票等の保存その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた調査、調査票等の保存その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成8年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年6月6日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年5月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年1月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年6月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年11月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成18年1月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。ただし、別記様式の改正規定及び次項の規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年6月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年12月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

千葉県毎月常住人口調査票  
( 年 月 分 )

千葉県知事 様

市町村長

下記のとおり報告します。

コード	市区町村名

第1表 人口 ( 年 月末現在)

		前月末人口	当月中の増減	当月末人口
日本人	男			
	女			
	計			
外国人	男			
	女			
	計			
人口総数	男			
	女			
	計			

第2表 住民票記載、消除数等(人口) ( 年 月中)

			自然動態	社会動態			計
			出生・死亡	県外との移動	県内間の移動	その他	
記載	日本人	男					
		女					
		計					
	外国人	男					
		女					
		計					
消除	日本人	男					
		女					
		計					
	外国人	男					
		女					
		計					

第3表 世帯 ( 年 月末現在)

	前月末世帯	当月中の増減	当月末世帯
世帯総数			

第4表 住民票記載、消除数等(世帯) ( 年 月中)

		自然動態	社会動態			計
		出生・死亡	県外との移動	県内間の移動	その他	
記載						
消除						

前月に比較し増減の著しい場合等の理由	
--------------------	--

所属名	担当者氏名	電話番号

コード	市区町村名

第5表 県外との移動(転入者)

( 年 月中)

	転入者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
国外						
合計						

コード	市区町村名

第6表 県外との移動(転出者)

( 年 月中)

	転出者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
国外						
合計						

コード	市区町村名

第7表 県内からの転入

( 年 月中)

	転入者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
千葉市中央区						
千葉市花見川区						
千葉市稲毛区						
千葉市若葉区						
千葉市緑区						
千葉市美浜区						
千葉市						
銚子市						
市川市						
船橋市						
館山市						
木更津市						
松戸市						
野田市						
茂原市						
成田市						
佐倉市						
東金市						
旭市						
習志野市						
柏市						
勝浦市						
市原市						
流山市						
八千代市						
我孫子市						
鴨川市						
鎌ヶ谷市						
君津市						
富津市						
浦安市						
四街道市						
袖ヶ浦市						
八街市						
印西市						
白井市						
富里市						
南房総市						
匝瑳市						
香取市						
山武市						
いすみ市						
大網白里市						
酒々井町						
栄町						
神崎町						
多古町						
東庄町						
九十里町						
芝山町						
横芝光町						
一宮町						
睦沢町						
長生村						
白子町						
長柄町						
長南町						
大多喜町						
御宿町						
鋸南町						
合計						